



木造住宅耐震改修促進事業

申請締切は
11月末です！



地震災害における木造住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全な街づくりを進めますため、木造住宅の「耐震診断」および「耐震改修設計」「耐震改修工事」費用の一部を補助しています。

	対象	補助額
耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> ①美浦村にある昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅。(店舗等の用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が過半を超えること) ②在来工法および枠組壁工法によって建築されたもの。 ③延べ床面積が30平方メートル以上のもの。 ④他機関の同様の補助制度による補助を受けていないこと。 ⑤所有者およびその世帯員が村税等に滞納がないこと。 	耐震診断士の派遣費用 (自己負担額2,000円)
耐震改修 《設計》 《工事》	<ul style="list-style-type: none"> ①美浦村にある昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅。(店舗等の用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が過半を超えること) ②在来工法および枠組壁工法によって建築されたもの。 ③耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされたもので、耐震改修設計・工事によって上部構造評点を1.0以上とするもの。 ④茨城県木造住宅耐震診断士等が耐震改修設計を行うものであること。 ⑤耐震改修工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者に請け負わせて行うものであること。 ⑥他機関の同様の補助制度による補助を受けていないこと。 ⑦所有者およびその世帯員が村税等に滞納がないこと。 	<p>《設計》 耐震改修工事のための 設計費の2分の1 (上限10万円)</p> <p>《工事》 耐震改修工事費の23% (上限50万円)</p>

▶申込期限 11月30日(月) ※予算額に到達した時点で期限内でも終了となります。

▶申込方法 各申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて役場都市建設課まで提出してください。
※申込み用紙は都市建設課窓口、または村ホームページからダウンロードしてください。

■問合せ 都市建設課 ☎029-885-0340(内)222・223



美浦村統合小学校建設委員会 設置・会議開催報告①

村では、美浦村立小学校あり方検討委員会の答申を受け、統合小学校の教育の方向性、基本方針および設置に関する諸課題を調査・検討するため「美浦村統合小学校建設委員会」を設置いたしました。

◎美浦村統合小学校建設委員会の委員

村議会議員代表者、村立小中学校長、幼稚園・保育所長、各幼小中学校PTA会長・各保育所保護者会長、区長会長、教育相談センター相談員、教育長、教育長職務代理者

《第1回委員会・7月17日(金)》

1. 建設委員会の委員長および副委員長を選出した。
2. 建設委員会の設置目的と開催概要について説明した。
3. 統合小学校の教育の方向性について説明した。
4. 統合小学校の設置に関する基本方針について説明した。



《第2回委員会・8月31日(月)》

1. 統合小学校の設置場所による整備費および財源の比較について、概算額を説明した。
2. 県内市町村に対し行った「小中学校施設の併設状況についてのアンケート調査」の結果を報告した。
3. 稲敷市桜川地区に建設中の統合小学校の整備内容等について説明した。